

日本における持続可能な開発に向けての考察Ⅲ

藤田英樹

は じ め に

専門応用科目として「自動車の環境と安全性能」が開講され、筆者がその担当をしている。この科目では、環境問題において日本の公害を必ず取り上げている。これは留学生に現在の日本の姿だけでなく、過去の高度経済成長期における環境問題を知ってもらうことを目的としている。また、留学生と日本人学生で、国を越えたディスカッションの機会も設けている。その成果の一部を考察で述べた。

今回は、環境会議の動向と日本の四大公害病のひとつ四日市ぜんそくの概略、考察Ⅰで述べた田中正造翁の軌跡をフィールドワークしたので併せて報告する。専門家対象ではなく環境問題の基礎知識を得るための学生の助けとしたい。

環境会議の動向

2022年11月6-20日の間、エジプトアラブ共和国、シャルム・エル・シェイク（Egypt, Sharm el-Sheikh）において、国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第27回締約国会合（COP27）、京都議定書第17回締約国会合（CMP17）、パリ協定第4回締約国会合（CMA4）、科学上および技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）及び実施に関する補助機関（SBI）第57回会合が開催された¹⁾。一般にはCOP27（太字部分）の動きが大きく取材されているが、その他多くの会議が行われた。

日本からは西村明宏環境大臣が閣僚級交渉に出席した。環境大臣は、温暖化による洪水や干ばつなど対策をとっても防げない「損失と被害」（ロス&ダメージ・loss and damage：「損失」は人命のように取り戻せないもの、「被害・損害」は家屋の損壊など修復可能なもの）に対して技術協力などを行う新たな支援策を発表した。途上国からは資金援助を求める声が上がっているが、新規の援助には言及しなかった。そのうえで、「「損失と被害」への支援強化の必要性は肌で感じている」と述べ、「支援パッケージ」を実施していくと表明した。アジア太平洋地域で、官民が連携した災害の早期警戒システム導入（Executive Action Plan for the Early Warnings for All initiative）などに向けて取り組む意向を示した（2022年11月16日：中日新聞朝刊11版「途上国の温暖化低減へ技術提供」から）。

気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27は、全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」(The Sharm el-Sheikh Implementation Plan)、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」(Mitigation Work Programme)が採択された。加えて、気候変動の悪影響に伴う「損失と損害」支援のための措置を講じること及び「損失と損害」基金(loss and damage fund)の設置を会期延長による交渉の末にまとめ決定された²⁾。

アントニオ・グテーレス国連事務総長(UN Secretary-General Antonio Guterres)は、「今回の COP は正義に向けて、重要な一步を踏み出した。私は、「損失と損害」の基金を設立し、今後運用するという決定を歓迎します。」と述べている。気候危機の最前線にいる人々の声を聞かなければならないと強調した³⁾。

サーメハ・シュクリ(Mr. Sameh Shoukry・エジプト外務大臣) COP27議長は、「成果文書は実施規模を拡大し、私たちがカーボンニュートラルや気候変動に強靱な開発に進む未来に変われるよう導く扉である。」と述べた。単に紙に書かれた言葉ではなく、パリ協定の実施とその目標達成に向け、正しい速度と方向性を定めるよう求めた人々の呼びかけを聞き入れたことを示す、世界に対する共同メッセージとして欲しい。世界が見ています。(The world is watching)と付け加えた⁴⁾。

日本の四大公害病

公害は、現在においても存在している。四大公害病のひとつ四日市ぜんそくを概略とともに紹介する。これだけで集約できるものではない。現在もどこかで発生し、その影響で通常の生活に支障をきたす人々が存在することを最初に理解しておきたい。

四日市ぜんそく

三重県の北部に位置する四日市市で発生した公害病である。江戸時代は東海道の宿場町として、明治時代には製糸業、紡績業などの軽工業が盛んになり、時代が進むにつれて臨海部が埋め立てられて重化学工業地帯が形成された。

1955年8月、閣議において「旧軍燃料廠の活用について」が了解され、第二海軍燃料廠跡地が石油化学工業育成のために石油コンビナート(комбинат:ロシア語で結合の意)に払い下げられた。1959年5月、13社で構成される石油化学コンビナート・第一コンビナートが本格稼働した。さらに、1963年11月、第二コンビナートが稼働した。1972年3月、第三コンビナートが稼働した。日本で早期に作られた四日市コンビナートは、他の都市から注目されてい



図1 磯津と第一コンビナート

た。その一方で工場から出される廃棄物処理に関連する対策がまったく考えられていなかったため、四日市の川や海、空は汚染されていった。第一コンビナートの工場群は、住宅地と隣接した土地に建てられている。煙突から排出される有害な煙は大気汚染の原因となった。

1961年10月頃には、工場群近くの鈴鹿川対岸の磯津でぜん息症状を訴える人が増加した。

現在の磯津港南防波堤灯台から磯津（手前）と塩浜の第一コンビナート（奥）をしめす（図1）。高い煙突（赤白）がそびえているが、煙が外に出る前に、有害物質を取り除き環境基準に合致したものが排出されている。当時は、煙突も低く有害な煙が住宅近くに長く滞留し、住民は息をするのが苦しくなる症状の病気『四日市ぜんそく』に罹患していった。排出されるばい煙で大気が汚染された。ばい煙成分は、亜硫酸ガスと硫酸ミストとされている。亜硫酸ガス（ SO_2 ：二酸化硫黄）は硫酸化合物（ SO_x ）の一種。目やのどを刺激する物質で、気管支を冒すとされている。空気より重いので、地上に降り注がれたことになる。コンビナートの各社が使用した燃料の重油に含まれる硫黄分の燃焼によって発生したと考えられる。気管支ぜんそく、慢性気管支炎、肺気腫などが『四日市ぜんそく』の症状とされた。

実際にはこれより先、1960年3月に東京築地中央卸売市場で「伊勢湾の魚は油臭いので、厳重な検査が必要」と通告されている。これは明確に海洋汚染の事実であり、漁業関係者は大打撃を受けた。津市内で市販された魚に対しても、市民から苦情が出ているとされた。15の漁業協同組合が、伊勢湾汚水対策推進協議会を設置し調査・飼育実験の結果、着臭は魚体への付着ではなく、体内に汚染物質が吸収移行したことによるものとの結論をだした。それを受けて伊勢湾汚水対策漁民同盟を組織し、石油コンビナートの工場に対し、30億円の損害賠償を要求した。1962年になり三重県は、4年間に1億円という要求の30分の1に過ぎない調停案をまとめ、13の漁協が同意した。

1965年頃からコンビナート各社は、黒川調査団の勧告に基づき、ばい煙対策として拡散希釈を図るために、高煙突化を進めた。大気汚染の激しかった近郊の磯津の汚れは少なくなったが、より広範囲に煙を拡散させたため、病気になる人を増やす結果となった。

1967年9月、塩浜病院に入院中の磯津地区の公害認定患者9人が第一コンビナートに立地する企業6社（昭和四日市石油株式会社・三菱油化株式会社・三菱化成工業株式会社・三菱モンサント化成株式会社・中部電力株式会社・石原産業株式会社）を相手に、損害賠償請求訴訟（四日市公害裁判）を提起する。この背景には、公害認定患者が自らの命を絶ってしまうという堪えがたい事実の積み重ねがあった。

1972年7月、津地方裁判所四日市支部（図2）



図2 現在の津地方裁判所四日市支部

にて四日市公害裁判判決が米本清裁判長から出された。排煙と健康被害の因果関係や、企業側の共同不法行為を認め、原告の全面勝訴となった。被告コンビナート企業6社に損害賠償の支払いを命じた。企業側は控訴を断念した。判決理由の中の汚染物質の排出については、「企業は、経済性を度外視して、世界最高の技術・知識を動員して防止措置を講ずるべきである。」⁵⁾と当時の企業に対する大きな課題を投げかけている。そして、国や県、市に対しても、「経済優先の考え方から公害問題の惹起等に対する調査検討を経ないまま誘致を奨励するなどの落度があったこと」⁶⁾を指摘した。この判決は、その後の公害防止や患者の救済に関する法整備にもつながった。

四日市公害を知るうえで参考となるのが澤井余志郎『ガリ切りの記』である。(図3)

公害反対を訴えていた澤井に、ぜんそくを患う磯津の漁師、中村留次郎さんから「公害反対って簡単に言うな。公害反対を言うのやったら、ぜんそく患者がどれほど苦しんどるんのか、本当のことを知ってからにせい」と強く言われたことが記録に残すきっかけになったとしている(2. くさい魚とぜんそく)⁷⁾。

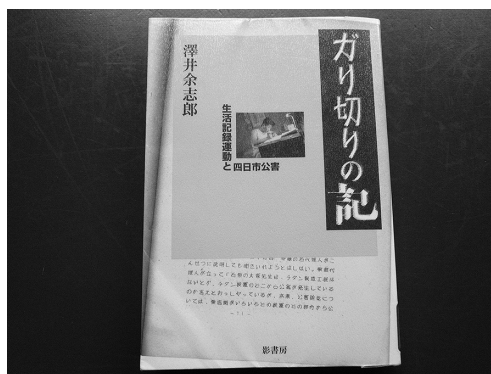


図3 澤井余志郎の作品

当初は、「塩浜ぜんそく」と呼んだ。鈴鹿川の向こうのコンビナートが何か悪いガスでも出しているだろうと、磯津の人たちは、ガスを出さないでくれと工場へ言いに行くのだが、第一コンビナートの工場はどこも、「うちのせいではない」「うちじゃない」「隣の工場ではないか」と公害の発生源であることを認めない⁸⁾(図4 四日市公害と環境未来館の展示パネルから)。

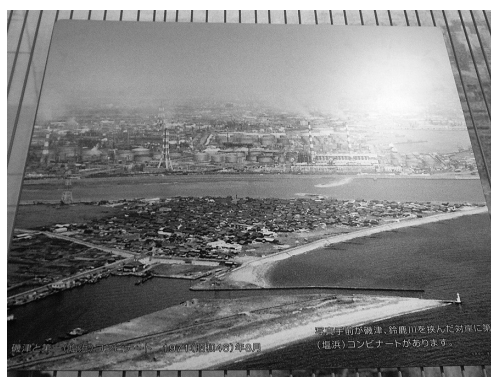


図4 昔の磯津と第一コンビナート

当時の市長は、公害に苦しむ漁師や患者に「漁師をやめて工場へ働きに行け」とまで言い、この発言の翌年には、霞ヶ浦海面埋め立てと第三コンビナート誘致を強行採決で決定した⁹⁾。

市長さんは、もういまさら、こういうふうな工業都市の付近で漁業を営むということは時代遅れだと、そういうことをひとこと言いましたよ¹⁰⁾。

東風が吹くと 東側に住む人がよろこぶ。 西風が吹くと 西側の人がよろこぶ。
自分にふりかからない迷惑 他人におよぶ迷惑 片方がとくをすると 片方が損をする。
そういう風が吹きはじめた 四日市の町に (「風」石垣りん作)¹¹⁾

野田さん(原告患者の野田之一)は、「わしな、裁判には勝ったけど、公害がなくなるわけではないので、なくなったときに、ありがとうございます、って言ったけど、それでよかったやろうか」と不安げに言った¹²⁾。

四日市公害裁判の頃に四日市市(高花平在住)の星空記録をしながら当時のことを綴った、鈴木壽壽子著『星のふるさと』を紹介する(図5)。

私がそうしてたのしんでいた夜。同じ街の、同じ空の下で、同じように主婦であった人が、何もかもこれからの生涯を、亜硫酸ガスを含んだ霧の中で終わらなければならなかった(「応分のところ」から)¹³⁾。

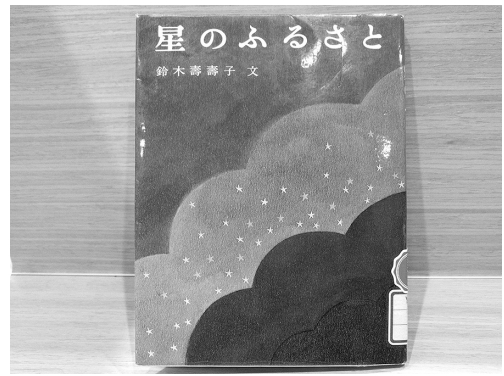


図5 鈴木壽壽子の作品

私がそうやって楽しんでいた夜、その明るく染まった空の下で、三十代の一人の主婦が、四日市ゼンソクの発作のために亡くなりました。私の夜が楽しただけに、その主婦の、母として妻としての最後の想いが、残された家族の悲しみとともに燃えているようで、星空を染める炎が心を焼きました¹⁴⁾。

残された星は輝きを増すように、失われた星はよみがえるようにと願いながら¹⁵⁾。

自分のできること、自分のしなければならないことは何かを考え行動した。
コンビナートの夜のきらめき、それが星でないのが悲しい(結びにかえてから)¹⁶⁾

鈴木は、同じ四日市市に住みながら、同じ年代の主婦が『四日市ぜんそく』で苦しんでいる。コンビナートの光は繁栄をもたらす希望の明かりではなく、とんでもなく取り返しのつかない暗いものを突き付けてきたのである。

考 察

環境会議の動向では、開発途上国は気候危機の原因にはほとんど関与していない。それにも関

ならず、気候災害に対して最も脆弱な立場に置かれた国々を補償するように、「損失と損害」の基金の設立を繰り返し強く訴えたことで、二日間の会期延長の末に望む方向には進んだ。

成果文書には、EUなどが求めた「段階的な全ての化石燃料の削減」の表現はなく、昨年のCOP26で決まった「段階的な石炭火力の削減」から進展がなかった。各国の温室効果ガス削減目標の引き上げも盛り込めなかった（2022年11月21日：中日新聞朝刊11版「途上国の温暖化低減へ技術提供」から）。注目された1.5℃努力目標達成のための緩和策強化については、昨年のグラスゴー気候合意（The Glasgow Climate Pact）の再確認に留まった。1.5℃努力目標達成のために残された時間はなく、来年のCOP28で出される決定が方向付けとなる。「多くの宿題」（much homework）を残して閉幕した¹⁷⁾。何かしらの成果を求めるために開発途上国は出席し、資金援助が足りていないと訴え、先進国は一定の理解を示すものの支援額が膨張するのを恐れて、「損失と損害」の議論には慎重になっていた。ウクライナ侵攻による世界的な物価高となり、各国とも気候変動対策での巨額支出は、障壁が高い結果となった。

日本の四大公害病として『四日市ぜんそく』について述べた。2022（令和4）年7月24日で四日市公害訴訟の原告全面勝訴から50年をむかえた。半世紀前の判決は、環境改善に向けての法整備の流れを作った事は事実である。50年は通過点であり、歴史を繰り返してはならない。誰かが声を上げたら気づき、些細なことでも取り上げる意志が必要である。

原告患者の野田之一さんが、判決時に発言した「公害がなくなったときに、ありがとうございます。」という言葉には、コンビナート企業は、判決を真摯に受け入れる。公害を防ぐための処置・工夫を迅速に実施する必要がある。また判決文を解釈すれば、国・三重県・四日市市も大気汚染に対する法・規制・条例の整備や人々の生活権の確保を確実に進める必要が生じる。今までの道のりとは異なる道のりを築いていくことも含めての不安を含んだ期待の言葉と捉えた。

この判決の前年には、二次訴訟の原告団が結成されている（1971年9月）。子供の患者の母親たちからは、「裁判で勝っても損害賠償のお金をもらうようになって、空気がきれいにならなければ子供は救われない。」「カネではない、青空をとりもどす裁判をしたい」という願いから準備がされていった¹⁸⁾。市民主体での活動の起こりはすばらしいと考えるが、それがそのまま上手いかないところが市民活動の問題点でもある。

現在の塩浜地区を鈴鹿川の対岸から撮影してみた（図6）。高い煙突の中央左にある三角屋根の建物が、塩浜小学校（公害被害地校）である。青い空が戻ってきた四日市であるが、当時と同じ位置に小学校は今も建っている。住宅地に隣接して石油化学コンビナートが存在するこ



図6 塩浜地区

とが今現在も続いていることに、筆者は疑問を持つ。

第一コンビナートに隣接する塩浜小学校は、公害患者の児童を多くかかえる状況にあったため、子供たちを公害から守るための取り組みが行われていた。日課表（図7）には乾布まさつ1回、うがい4回の記載が見られる。午前・午後の一回は、重曹水2%でとの指示もある。汚染地区の小学校（塩浜・納屋・三浜・東橋北）には、冷房装置のない空気清浄機を設置し、登下校は配布される活性炭を含ませた「公害マスク」を着けて通っていた。高度経済成長の歪が、ここで露呈されて、結果的に人間に我慢を強いる形となっていた。

病院に入院していた公害患者の漁師は、医療費は補助されるものの、生活費が出る訳ではない。早朝の漁に出て発作が出たらすぐ対応してもらえるようにカルテが守衛室に置いてあったという。漁に出ると四日市の空気から離れられるので、呼吸の調子が良くなるなどの事例もあった。

磯津の西、楠町小倉（当時・現在は合併により四日市市に編入）には昭和四日市石油の原油タンクが7基つくられている（図8）。塩浜からは鈴鹿川の対川岸となる。建設に対しては付近住民も反対したが、当時の町長は「固定資産税で小学校が2校つくれるほどの額になり、公害発生源ではない、安全なもの」という理由から受け入れたとのこと。建設後も住民は移転交渉などを試みたが受け入れられず、今も危険と隣りあわせで生活している。こういった首長の動きが、市民・住民のことを考えた動きに結びついていない。四日市の公害で露呈していたことが、近隣の首長には、何の教訓にもならない悲しい状況である。

2022年9月10日には3年ぶりに、第40回公害犠牲者合同慰霊祭が四日市市営北大谷霊園内（四日市市松本北大谷）で執り行われた（図9）。多くの市民がぜんそく症状で苦しみ1114人が亡くなられた。四日市市の告知には「公害犠牲者に対して哀悼の意を表すとともに、過去の公害の教訓を忘れることなく、未来に向けてよりよい環境の構築に努めていくことを誓う場」として案内されていた。翌日の中日新聞・朝刊には記事が掲載され、若い人が公害の勉強をして語り部の後に続いて欲しいとの意見があった。

日 課 表	
8:20 ~ 8:30	乾布まさつ (衣類に含ませて)
8:30 ~ 8:35	うがい (重曹水 2%)
8:35 ~ 8:40	健康観察 (10分間休みにくい顔)
8:40 ~ 9:25	第一限
9:25 ~ 9:35	やすみ
9:35 ~ 10:20	第二限
10:20 ~ 10:40	業間体育
10:40	うがい (水または重曹水で)
10:40 ~ 11:25	第三限
11:25 ~ 11:35	やすみ
11:35 ~ 12:20	第四限
12:20	手洗いとうがい
12:20 ~ 1:15	給食・やすみ・肝油服用
1:15 ~ 1:35	清掃
1:35 ~ 1:40	うがい (重曹水で)
1:40 ~ 2:25	第五限
2:25 ~ 2:35	やすみ
2:35 ~ 3:20	第六限
※体育のあと、手洗いとうがいをする	

図7 日課表



図8 原油タンク施設

授業の履修者に対して日本の四大公害を説明した後「四大公害病から一つについて詳しく記述し、自分の感想・考えたことを記述しなさい。」というレポートを課した。その感想・考えを以下に記す。

柴田は、四日市ぜんそくについて『大気汚染は、日本だけの問題ではなく世界・全人類での共通課題であり四日市ぜんそくのような被害を決して風化させてはいけない。過去に起きた被害を今後起こさないために、SDGsの目標17の「パートナーシップで目標達成しよう」で持続可能な開発に向けて世界の国々が協力しなければならない。』



図9 四日市公害犠牲者慰霊碑

早田は、四日市ぜんそくについて『四日市ぜんそくのことを調べてみて、公害の対策には、国が大きく動いて改善しないと大きな効果が出てこないと感じる。』

黄は、イタイイタイ病について『日常生活をするために有害物質の知識，例えばカドミウム濃度について知っておくことも必要。もう一つは，定期健康診断を実施する。特に高齢者に対しては，健康状態の把握が常に必要だと感じた。また，国は定期的に企業に対して，抜き打ち検査を実施し，取り締まりを強化し，こうした事故・事件を無くしてほしい。』

追 記

考察Ⅰ（論叢第51号・2021）において，田中正造翁の考えを記した。日本の公害の原点としてあげられる「足尾鉍毒事件」については，フィールドワークする機会を逃していた。今回，渡良瀬遊水地と足尾の山を訪問したので追記する。

渡良瀬遊水地（図10参照：渡良瀬貯水池のダムカード）は，東京から約60km，関東平野の中心に位置する。栃木・群馬・埼玉・茨城4県の県境にまたがる日本で最大の遊水地（面積



図10 上空からの渡良瀬遊水地

33km²)で、国土交通省が管理している河川区域にある¹⁹⁾。昔は常習的な洪水地域であった。また、足尾銅山の鉱毒を首都圏に拡散させないため洪水防止という理由で谷中村周辺は、明治政府によって遊水地にすることが決められた。

田中正造翁の活動も空しく、1907（明治40）年6月29日に谷中村を強制破壊させられた。廃村にするなど周辺地域の人々の大きな犠牲のもとにこの土地ができたことを忘れてはならない。上空から見てハート型のくぼみには、谷中村の遺跡（役場跡：図11・雷電神社跡・延命院跡・共同墓地：図12・屋敷跡）が残されている。1972年の谷中湖造成時に、ブルドーザに身を挺して共同墓地一帯を守った谷中村子孫の方々の闘いの結果がハート型になった²⁰⁾。

1877（明治10）年古河市兵衛が足尾銅山を買収し、銅の生産量を増やすことで恵みの川は死の川に転じた。明治20年代以降は、洪水とともに鉱毒の流出が激化して下流域一帯は農業・漁業・健康・環境面で壊滅的被害を受けた。被害民は団結して田中正造翁とともに足尾銅山の操業停止を訴え、元の暮らしを取り戻す運動を起こすが、「富国強兵・殖産興業」の象徴である足尾銅山を明治政府は擁護し、被害民を切り捨てた。洪水防止という名目で、実質は谷中村を鉱毒沈殿池にしたのであった。

1610（慶長15）年足尾銅山が発見されて以来、幕府の管轄下におかれ多くの労働者が採掘と製錬をおこなった。その後、衰退するが古河氏が経営に着手すると、先進的な技術と海外からの設備導入により生産性を急速に伸ばした。これが自然浄化の域を超えて公害を引き起こす。

1884（明治17）年本山製錬所が新設される。この頃から製錬するときに出る亜硫酸ガスによる煙害のために松木村の被害が大きくなる。1887（明治20）年日本産銅の40%を産出する²¹⁾。

1891（明治24）年足尾銅山鉱毒問題について、田中正造翁が帝国議会で初めて質問を行う。

1897（明治30）年鉱毒予防工事命令により、製錬所に煙害除去を目的とする脱硫塔が完成するが、煙害は以前よりひどくなった。

1900（明治33）年松木村民は栃木県議会に対し人命救助請願を提出した。そして1902（明治35）年松木村住民24戸が古河と移転で合意し、松木村は廃村となった。

1901（明治34）年10月に田中正造翁は、衆議院議員を辞職し、一国民となった。12月10日に田



図11 谷中村役場跡



図12 共同墓地

中正造翁は、帝国議会から帰途につかれる明治天皇に、足尾鉍毒問題を解決するために決死の覚悟で直訴するが、転倒して目的は叶わなかった。1904（明治37）年7月に田中正造翁は、谷中村に移り住み、村を守るために村民と一緒に抵抗運動を始めた。その後、前述のように谷中村は廃村となる。

足尾銅山の本山坑エリアの奥、足尾本山製錬所跡（図13）を左手に見ながら足尾環境学習センターまで進み、銅親水公園に駐車の後、徒歩にて旧松木村（図14）まで松木溪谷（図15）を訪問した。煙害による溪谷は木々が生えていない部分もある。訪問当日も植林活動を進める作業の方をみかけた。1996年に渡良瀬川流域で活動する5団体の呼び掛けで「足尾の山に100万本の木を植えよう」を目標に松木地区で植樹活動がされている。

旧松木村に向かう途中には「からみ」（熱して液状にした鉍石から銅を抽出する製錬の際に、不要な岩石が溶けて分離される。その不要な岩石が再び固まった残りカス）が捨てられている松木堆積場が異様に広がる（図16）。

煙害による大気汚染、身近な木材を製錬に利用するための山林の乱伐、不要となったからみを山に放棄する。木々が減れば、山の保水能力は残っていないので下流への鉍毒洪水の原因となる。



図13 足尾本山製錬所跡



図14 旧松木村



図15 松木溪谷



図16 松木堆積場

1973（昭和48）年2月28日足尾銅山は閉山となっている。しかし、松木溪谷の自然は現在に至ってもその哀れな姿を露呈させていた。

お わ り に

世界情勢が混沌とするなかでのCOP27は、自然災害に対して人類は無力であることを再認識し、発生した時には先進国が収め貯めた基金を利用して克服するというあまり成果の出せない国際会議となった。日本においては、SDGsを広める活動が様々な報道媒体を使って紹介され続けている。目標とする2030年までにどこまで到達できるのか不透明さは否定できない現状にある。

四日市ぜんそくでは、現在もコンビナートの至近距離に住む（住工密接状態）²²⁾ 地域住民は、自然災害とコンビナート災害の備えを日々の生活に課す必要がある。市内をパイプラインが通っているなど普通では見えてこない実状を知るとコンビナートがもたらしたものは何だったのか多くの疑問が生まれてくる。「環境学習はどこでもできるが、四日市公害の学習は、四日市でしかないことを知るべきである。」という言葉は今回はよく見聴きた。

田中正造翁の軌跡を辿って渡良瀬遊水地と足尾を訪ねてみて、近代産業の先駆けとして貴重な産業遺産が多く残っているのは事実である。しかし、現在もその負債を抱えていることを知る必要がある。簀子橋（すのこばし）堆積場をWeb上の写真地図（赤茶色の池）で見て欲しい。鉾山から出たカスを足尾の中才浄水場で、石灰中和した後、山の上にある堆積場・鉾津ダム（こうさいダム・tailings dam）に溜めておくのである。自然災害で堆積場に障害が発生した場合、鉾毒が漏れ出してしまう危険性がある。

田中正造翁旧宅（図17、18）を訪問して、解説員の山田さんから正造翁の人となり詳しく伺うことができた。改めて正造翁が将来の日本や自分の生き方を常に考えて生活していたこと、亡くなるまで自然が破壊されていくのを心底から憂えてやまなかったことを知った。



図17 田中正造翁旧宅隠居所



図18 旧宅母屋

（図に利用した写真は、筆者が2022年9月、四日市・足尾に向いて撮影したものを使用した。）

引 用

- 1) 環境省 HP COP27結果概要 [<https://www.env.go.jp>]
- 2) 3) 4) 国際連合広報センターHP [<https://www.unic.or.jp>]
- 5) 6) 四日市公害訴訟判決要旨 [<http://yokkaichi-kugai.exp.jp>]
- 7) 8) 9) 10) 11) 12) 澤井余志郎著 『ガリ切りの記』 影書房 (2012) P.60 P.63 P.63 P.73 P.115 P.152
- 13) 14) 15) 16) 鈴木壽子著 『星のふるさと』 誠文堂新光社 (1975) P.31 P.103 P.103 P.106
- 17) 国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域 HP [<https://www.nies.go.jp>]
- 18) 澤井余志郎著 『ガリ切りの記』 影書房 (2012) P.128
- 19) 20) 渡良瀬遊水地歴史自然ガイドマップ (2015)
- 21) 観光ガイドマップ足尾 (2022)
- 22) 神長唯著 『災害重層化地域としての四日市臨海部に関する一考察』 関東都市学会年報10号 (2008)

参 考 文 献

澤井余志郎著『ガリ切りの記』影書房 (2012)
鈴木壽子著『星のふるさと』誠文堂新光社 (1975) 絶版
四日市市環境部・四日市公害と環境未来館編『四日市公害のあらまし』(2021)
政野順子著『四大公害病』中公新書 (2013)
除本理史監修『調べる学習百科 未来のために学ぶ四大公害病』岩崎書店 (2016)
安藤聡彦・林美帆・丹野春香編著『公害スタディーズ』ころから (2021)
宮本憲一監修・草の根出版会編『日本の公害4 高度成長と公害』日本図書センター (1996)
宮本憲一監修・草の根出版会編『日本の公害5 都市を覆う』日本図書センター (1996)
ラムサール湿地ネットわたらせ発行『渡良瀬遊水地歴史・自然ガイドマップ』(2015)
一般社団法人日光観光協会発行『観光ガイドマップ足尾』(2022)
神長唯著『災害重層化地域としての四日市臨海部に関する一考察』関東都市学会年報10号 (2008)

参 考

(四日市ぜんそく・公害に関する情報を知ることのできる場所と HP の URL)
四日市公害と環境未来館：三重県四日市市安島一丁目3番16号 [<https://www.city.yokkaichi.mie.jp>]
独立行政法人環境再生保全機構『記録で見る大気汚染と裁判』 [<https://www.erca.go.jp/yobou/saiban/yokkaichi/>]
(田中正造翁・足尾鉍毒事件に関する情報を知ることのできる場所など)
渡良瀬遊水地：栃木県栃木市藤岡町藤岡地先 [<https://watarase.or.jp>]
栃木県指定史跡・田中正造旧宅：栃木県佐野市小中町975-1
NPO 法人足尾鉍毒事件田中正造記念館：栃木県館林市大手町6番50号
栃木市藤岡歴史民俗資料館：栃木県栃木市藤岡町藤岡812番地
佐野市郷土博物館：栃木県佐野市大橋町2047
足尾環境学習センター：栃木県日光市足尾町885-2